

自主点検表（ずい道等建設工事）

この自主点検は、定期的を実施してください。

事業場名： _____

点検者職氏名： _____

点検日：平成 年 月 日

点検結果の該当項目に 印をします。

| 点 検 項 目 | | 点 検 結 果 | | | 備 考 | |
|---|-------------|--|---------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 1 | じん肺健康診断実施 | 有 | 無 | | 無の場合は改善が必要です。 | |
| 2 | じん肺健康管理状況報告 | 提出済 | 未提出 | | 未提出の場合は改善が必要です。 | |
| 3 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に係る措置 | 粉じん対策に係る計画 | 策定済 | 未策定 | | 未策定の場合は改善が必要です。 | |
| | 粉じん発生源に係る措置 | 【掘削：発破】 湿式型削岩機 | 使用 | 未使用 | | 未使用の場合は改善が必要です。 |
| | | 【掘削：機械】 湿式型機械装置使用又は岩石等を湿潤状態に保つ設備 | 使用 ・ 設置 | 未使用 ・ 未設置 | | 未使用又は未設置の場合は改善が必要です。 |
| | | 【ずり処理】 岩石等を湿潤な状態に保つ設備 | 設置 | 未設置 | | 未設置の場合は改善が必要です。 |
| | | 【ロックボルト】 湿式型削岩機 | 使用 | 未使用 | | 未使用の場合は改善が必要です。 |
| | | 【吹付コンクリート】 湿式型吹付機械装置 | 使用 | 未使用 | | 未使用の場合は改善が必要です。 |
| | | 【その他】 たい積粉じんの定期的清掃、走行路の散水、仮舗装、走行速度抑制等 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 換気装置 | 【換気装置】 換気装置の設置 | 有 | 無 | | 無の場合は改善が必要です。 |

| | | | | | |
|-------------|--|--------|---------|-----|-----------------|
| 等による換気の実施 | 【除じん装置】 除じん装置の設置 | 有 | 無 | | 無の場合は改善が必要です。 |
| | 【管理】 定期点検(半月以内ごと) | 実施 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| 粉じん濃度等測定の実施 | 【粉じん濃度等測定】 定期的(半月以内ごと) な粉じん濃度、風速、換気装置等の風量等測定 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 【測定結果後の措置】 評価の実施、評価に基づく作業環境の改善 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 【粉じん濃度目標】 3 mg / m ³ 以下への設定 | 有 | 無 | | 無の場合は改善が必要です。 |
| 保護具の使用及び管理 | 【保護具の種類】 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具の使用 | 防じんマスク | 電動ファン付き | 未使用 | 未使用の場合は改善が必要です。 |
| | 【管理等】 保護具着用管理責任者(保護具に関する以下の事項について、主体的に行う者) | 選任 | 未選任 | | 未選任の場合は改善が必要です。 |
| | 【使用確認等】 適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 【保守管理等】 保護具の保守管理及び廃棄 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 【フィルター管理】 フィルタの交換管理 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |

| | | | | | |
|-------------|--|-------|-------------|------------------|-----------------|
| | 労働衛生教育 | 実施済 | 未実施 | | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 元方事業者の配慮 (対象：元方事業者のみ) | 実施済 | 未実施 | 非該当 | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| 4 健康管理対策 | 粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外への転換措置(じん肺管理区分2又は3イの労働者がいる場合) | 両方実施済 | いずれか 実施済 | 未実施 ・ 該当者無 | 未実施の場合は改善が必要です。 |
| | 産業医等による保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育等 | 実施済 | 未実施 | 有所見者 無 | 未実施の場合は改善が必要です。 |

各点検項目の留意点につきましては、「別紙」を御参照ください。

【自主点検における留意点】

1 点検項目 1 ~ 2 について

ずい道等の建設工事は粉じん作業に該当しますので、当該作業に常時従事する労働者及び労働者であった者は、じん肺法に規定する健康診断の実施が必要であるほか、「じん肺健康管理状況報告」による所轄労働基準監督署長への報告も必要になります。

2 点検項目 3 - ~ 3 - について

ずい道等の建設工事を行うに当たっては、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく各種の措置を行うことが必要です。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)を参照することも必要です。なお、ガイドラインの各項目ごとの留意点は次のとおりです。

【3 - 】

粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等による換気の実施、粉じん濃度測定、呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施等について計画に盛り込むことが必要です。

【3 - 】

掘削時の粉じんの発散を抑制するため、湿式型の機械装置等を使用することが重要です。また、発破後の粉じんが適当に薄まるために必要な時間を予め算定し、その設定時間の適否について、初期の実際の発破作業後に粉じん濃度測定により確認するほか、当該測定結果の記録も行います。

【3 - 】

換気装置は、ずい道等の規模、施工方法、施工条件などを考慮し、最も適した換気方法を選定することが重要であり、必要に応じ集じん装置の設置も行います。また、換気装置等は、半月以内ごとに1回、定期点検を行います。

【3 - 】

換気装置等の効果確認のため、空気中の粉じん濃度、風速、換気装置等の風量など、半月以内ごとに1回、定期的に測定することが重要です。測定後は速やかに評価を行い、当該評価結果に基づき作業環境改善のための必要な措置を行います。また、掘削断面積が小さい等の特異な事情がない限り、粉じん濃度の目標レベルは $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ 以下とします。

【 3 - 】

坑内では、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具（作業により使用が義務付けられています。）等の呼吸用保護具を使用する必要があります。また、当該保護具の適正な使用及び管理を推進するため、「保護具着用管理責任者」を選任し、所要の職務を行わせます。

【 3 - 】

じん肺の予防対策に係る個々の労働者の理解・協力を図るため、粉じん障害防止規則第22条に定める特別教育のほか、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者に対する教育や防じんマスクの適正使用に関する教育を実施します。

【 3 - 】

元方事業者は、次の事項について配慮する必要があります。

- ・粉じん対策の計画の策定に係る関係請負人との調整
- ・関係請負人が行う労働衛生教育に対する指導及び援助
- ・清掃作業日の統一と関係請負人への周知
- ・関係請負人に対する粉じん対策に係る技術上の指導等

5 点検項目 4 - 、 4 - について

じん肺管理区分が管理2又は管理3イの労働者に対しては、粉じん作業に従事する時間の短縮や労働者の実情を勘案しての作業場所の変更等、粉じんばく露を低減するための措置が必要です。

また、じん肺有所見労働者におけるじん肺の増悪防止を図るためには、産業医等による継続的な保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を行うほか、禁煙や肺がん検査の実施に関する働きかけを行うことが重要です。